

曲直瀬玄朔の遺言状

宗 田 一

曲直瀬玄朔（正紹、東井、二代道三）は、寛永八年（一六三一）十二月十日に没するに先立ち、十月に遺言状を認め、さらに翌十一月に追加文を書いている。

本状は、今大路家文書（医学関係を主体）とともに藤浪剛一の乾々齋文庫の有に帰し、現在は武田科学振興財団杏雨書屋に所蔵される。本状は次の五項目からなる巻物一軸仕立として木箱に収められている。

- 一 東井玄朔遺言
- 二 東井玄朔金銀配分之事
- 三 東井玄朔形見ニ可レ遺道具之覚
- 四 有合候道具之覚
- 五 遺言之追加

文中に登場する人名等について一部不詳のものもあるが、判明した範囲で注記し紹介する。

(箱表書) かきおき 延寿院

一 東井玄朔遺言

- 一 我等跡職 道三玄鎮^(一)讓候之間ノ無性ニ成候て 当衆不入道具蔵へノ入蔵之時ニ道三封ヲ付 門ニモ玄関ニモ道三ヨリ番ヲ置 人之出入可被改候
- 一 喪礼不可仕 隣ノ人モ不知様ニ忍ヒテ灰ニ可被仕候
- 一 香奠不可請取 帳ニ付当座ニ進仕 道三へ念を入可申届候 但ノ弟子衆ノ少ノ志ハ 請取 帳ニ付置ノ籠僧ノ布施ニ可遣候
- 一 我等死料トメ銀子百枚分殘候ノ後々ノ年忌作善ニ遣合候へと申置ノ存候つれ共 寺屋敷拜領^(二)仕候之間ノ其百枚ヲ鈴首座^(三)柴首座^(四)御兩人へノ相渡し 祥雲寺ノ作事ニ相加仕候間ノ後々ノ年忌作善仕間敷候
- 一金銀ノ配分ハ別紙ニ書置候 道三一人ノ御見候ハ、私ナル事モアル歟ト疑候事可ノ有之候 親類近付之内 誰成共一人ノ相^(五)可被仕候
- 一 蔵之内ニ錢箱參ツ有之 一番ニハ金子大小少ツ有之 封ヲ不切其ノまゝ道三へ可相渡候 二番ニハ親類衆へノ遣候 金銀 長右衛門^(六)預リタルヲ入テ置候 三番ハ小使ノ使殘し金銀少ツ有之 長ひつ^(七)ニモ 銀子有之 賄之ノ金銀今迄ハ長右衛門ニ申付候間 急度之ノ筭用可被聞候
- 一中陰ハ三月歟四月歟取行 京へ上候ノ者ノ路錢等此度斗 道三ヨリ被遣候てノ殘金銀米錢家財 悉道三ニ遣候
- 右七ヶ条如件

寛永八辛酉年十月十八日 延寿院

道三之前にて長右衛門道良可開之

法印玄朔(花押)

二 東井玄朔金銀配分之事

一 玄益^(六) 金子大判拾枚

一 玄隆^(七) 大判參枚

一 とミ^(八) 大判拾枚

一 ミヤ^(九) 大判拾枚

一 徒^(一〇) 大判拾枚

大判以上四十參枚

一 元庵^(一一) 銀子拾枚

一 山本乘味^(一二) 銀子五枚

一 山本新七^(一三) 銀子五枚

一 片山左馬助^(一四) 銀子拾枚

一 片山右馬助^(一五) 銀子五枚

銀子以上參拾五枚

一 教学院^(一六) 銀子貳拾枚

此内五百目 / 庄兵衛相渡候 / 残三百六十目 / 計相渡五百目 / 庄兵衛 / 辨用ニ可入候

一 山本道立^(一七) 銀子貳拾枚

一 荒木長右衛門(二八)ニ銀子貳拾枚

銀子又 以上六拾枚

右ノ金銀 長右衛門ニ相渡 蔵へ入置ノ如件

寛永八年未年十月十八日 東井玄朔(花押)

典葉(頭か)

玄鎮江

右金銀御配分之御ノ書置 寛永九年申ノ正月六日 道三 玄益 玄治一ノ所ニ披見仕者也

啓迪院

玄治(一九)
(花押)

刑部卿

玄益
(花押)

三 東井玄朔形見ニ可ノ遣道具之覺

一 玄益ニ九輪釜

一 玄隆ニ本草定衡 青囊秘旨

一 翠竹院(二〇)ニ人形茶碗

一 啓迪院ニ高麗今焼肩衝 柴垣ト号ス

一 同息男(二一)ニ食物本草 日用本草

一 岡野井道哲(二二)ニ南蛮頭巾ノ釜ツルアリ

中たかいならば遣間敷候

一元庵^(二四)月金竹ノ由松

一玄勝^(二五)ニサスガ但小脇指ト云ハン敷ノ當ニ帯ニ付タル也

一寿昌院^(二七)ニ鳳凰ノ蒔絵ノカヨハシ^(二八)

唐ノ大火打袋^(二九) (取替候也 単線で消去しあり)

一山中泉齋^(三〇)ニ桑ノ木ノヨリカ、リ

一新成院^(三一)ニ白小袖^(三二) 白帷子^(三三)

一教学院ニ白小袖^(三四) 白帷^(三五)

道哲ハ彼方ノ中逢ニテ候間ノ遺物御受取間敷候 若中直リノ候ハ、可被遺候

以上

右御形見可被遺形具之ノ御覺書 寛永九年申ノ正月六日 道三 玄益 玄治ノ一所ニ披見仕者也

啓迪院

玄治 (花押)

刑部卿

玄 (益) (花押)

四 有合候道具之覺

一刀一文字^(三六) かうか、小刀無之

一刀一文字^(三七) かうかい 目ぬき有之ノ小刀無之

片山内膳通之^(三八)

一ちいさ刀^(三九) 兼法^(四〇) 目貫かうかいノ小刀有之

- 一 ちいさ刀 信国白サヤ也ノ道ニ預リ置候
- 一 脇指 あら身也
- 一 長刀 壹枚 (三七)
- 一 持鑓 貳本 (三八)
- 一 碗坐 (三九)
- 一 天目井 台桐ノ箱ニ入 (四〇)
- 一 建蓋井 台 蒔絵アリ 石口兵へ (四一)
- 一 文林 (四二)
- 一 肩衝 熊野ト号ス 同高麗焼一 (四三)
- 一 高麗今焼茶碗 ワラノ袴ト号ス (四四)
- 一 カウチウ茶碗 (四四)
- 一 タンホ釜
- 一 風呂釜 常ニ茶ヲワカン候也
- 一 香炉箱
- 一 新硯箱 蒔絵 松舟月
- 一 高麗二重ノ紙箱 蒔絵アリ
- 一 四方ノ小重箱 (四五)
- 一 ドラシモクアリ (四六)
- 一 牡丹花ノ掛物 従庄三也

一月岑受用ノ掛物

一 劍(單線消志) 火打袋ニ取替考昌院へ遣候

一 茶壺乳ヲトシ

一 謡之本百番

五 遺言之追加

一 南仲(四七) 賄之金子貳拾枚 田中(四八) 清六殿ニ先年ノ預ケ置候ノ清六殿預リ状有之 玄治方へノ預ケ可申候間 清六殿一札を

ノかへし玄治可有御請取候

一 右之金子 南仲皆請取度しとノ被申候共 一度に渡し候ハ、人ニかしてノ利分可取と被申 損にせらるゝものとノ可有之候間 一度ニ渡間敷候ノ毎年貳枚ツ、可被渡候 又南仲ノ随意ニ候テ 子共(マヤ)乃異見を可被聞候ハ、ノ金子おさへ候へく候

一 南仲番仕候勘右衛門へ参人扶持とノ給分老年ニ銀百目分遣候 是もノ十年つもりにて 銀貳貫参百五ノ拾目 長右衛門

ニ預ケ置候 是も餘にてノ南仲之餘と一ツニノ南仲後生ノ為ニ可被遣候

一 南仲長命ニ候而賄之金無之候ハ、ノ道三 玄益 とよミヤ 徒し 此ノ衆出合可被遣候 女衆ハ男衆之ノ半分ツ、南

仲後生ノ為ニ御遣候へく候

一 御辻(四九) 中違致候へ共 遺物之金子ハ、ノ無相違可被相渡候

一 道立(五〇) 遺物ニ銀式拾枚出置ノ長右衛門ニ預ケ置候へとも暇分ノ請取候間 銀子遣間敷候 道三ニノ可渡候 如件

寛永八年辛未

十一月晦日

東井法印

玄朔（花押）

道三

玄益

とよ

ミヤ

徒し

右御遺言之追加／寛永九年^申正月六日／道三 玄益 玄治 一所ニ披見／仕者也

啓迪院

玄治（花押）

刑部卿

玄益（花押）

謝 辞

本状の誦下しについては末中哲夫氏の示教を得た。記して謝意を表する。

注

(一) 今大路玄鎮（親昌、四代道三、典薬頭、従五位下、民部大輔）、慶長十三・九―寛永十六・四・二十三（一六〇八一―三九）享年三十二歳。室は加賀爪民部少輔忠澄女。

玄朔は、長男の今大路玄（元）鑑（親純、三代道三、法印、天正五―寛永三・九・十九（一五七七―一六二六）、享年五十歳）がこの時点ですでに没していたので、孫の玄鎮（玄鑑三男）に家督を譲ったのである。なお、玄鎮の前に男子が二名あり、長男は出家した祐智（後出）、次男は玄鎮誕生の前年に没している（永真童子、慶長十二・六・廿五没）。

(三) 玄朔は二代將軍秀忠から麻生に薬園地を拝領、のちそこに官許を得て寺院を建てた。この寺院が祥雲寺である。

祥雲寺建立の経緯を曲直瀬家の記録によって次に略記しておく。

元和九年(一六二二)八月、筑前侯黒田長政が没したとき、嗣子の忠之が父の冥福を祈るため赤坂溜池の邸内に寺を建てた。その住職の物色を玄朔に依頼。玄朔は旧知の京都大徳寺の竜獄(岳)〔宗劉、半隠、芸州の人〕を推し来住した。

竜獄は寺名を竜谷山興雲寺(興雲は長政の院号)と命名。寛永三年(一六二六)春には竺仙大法禪師の号を賜り、同五年(一六二八)仲冬二十八日に七十三歳で病没した。その後は黙翁と啓室の二僧が継いだ。ところが翌六年、施主の黒田忠之と仲違い(忠之の持待に小科があり、死を命ぜられたのを、右二僧がとりなし、一旦は忠之がこれを許したかに見えたが、二僧が去った後に死罪にしたため、という)になる事件があり、右二僧が興雲寺を捨てて玄朔のところに駆け込んで来た。そのため玄朔は官に願ひ出て、薬園地内に寺を建てることとし、それを許され、玄朔の門弟らが寄進、岡本玄治は仏殿・玄関を、野間玄琢は客殿を、内田玄勝は居間を、それぞれ造り、その他は玄朔が書院・小書院・庫司・学寮・文庫を造らせ、瑞泉山祥雲寺と命名、右の二僧が輪番制で住持した。

その後、忠之から興雲寺にある長政の墓石を祥雲寺に移したいと依頼してきたが、祥雲寺側はこれを拒んで、東海寺の澤庵の仲介でようやく和解がみられた。

同九年(一六三二)、啓室は招かれて肥後の妙解寺に去り、黙翁一人で住職をつとめたが、正保四年(一六四七)冬、病で仆れて柴仙と溪春が後継となり、黙翁は翌慶安元年(一六四八)四月二十三日、五十八歳で没した。

寛文八年(一六六八)、幕府は公用のためこの地を召し上げ、代替地を渋谷に与えた。こうして祥雲寺は渋谷に移った。だから玄朔が葬られたのは、移転前の麻生の地にあった祥雲寺である。

玄朔の没後、園地の半分(玄朔が隠居所にしようと考えていた土地)を官に献じ、この地はその後水野下総守、岡部左近、細川若狭守、細川越中守らの邸地となった。一方、作善(仏事供養)金を祥雲寺に寄進したことは遺言状の通りで、寺側では寛永九年(一六三二)七月十日と十二月十日に法会を営み、これが恒例となって毎年二回修事が行われるようになった、という。

(三) 前記注に登場する住持たちか。

(四) 後述の荒木長右衛門。

(五) 玄朔の次男、刑部卿法眼、尾張大納言義直に仕えた。

(七) 右の玄益の子、法橋。

(八) (一〇) 玄朔には五女(六女ともいう)があり、長女は養安院正琳室、次女は片山内膳延康入道休和室、三女は亨徳院正因室
のち啓迪院岡本玄治へ再嫁、四女は浦野與一郎入道玄清室のち田中清六へ再嫁、五女は岡野井道哲室と記録される。

この三名は玄朔の女子とみられるが、右の何れに該当するかは不詳。

(二) (三) 不詳。

(四) 次女の長男(斉頭)か、あるいは次男(道因・純朴)か。

(五) 次女の三男(早世したという)か。

(六) 玄鑑の長男祐智、出家し愛宕教学院に住した。

(七) 不詳、なお後出の追加文では配分を取消している。

(八) 玄朔の随方担当。

(九) 岡本玄治(宗什・諸品、啓迪院、法印)、天正一五(正保二・四・二十(一五八七)一六四五)享年五十九歳、室は玄朔三女。

(一〇) 一溪道三の孫で玄朔室の兄、守柏(盛紹、雪溪)。その長男の宗仙は元和元年(一六一五)七月二十五日に没し、翠竹院の家督は次男の及庵が継いだ。

(一一) 岡本玄治の長男、玄琳(介球)、元和三(貞享元・九・二十二(一六一七)一八四)、享年六十八歳。

(一二) 玄朔の五女の夫。

(一三) (一五) 不詳。

(一六) 刺刀、さしがたな。

(一七) 野間玄琢(玉岑)、天正十八(正保二・十一・十四(一五九〇)一六四五)、玄朔門、法印。

(一八) 後出の「有合候道具之覚」中に、「劔(単線で消去)、火打袋ニ取替 寿昌院へ遣候」とある。

(一九) 不詳。

(二〇) 倚懸、凭掛(脇息の類)。

(二一) 教学院の師。

(二二) かたびら、帷。

(三三) こうがい(笄)、刀の鞘に挿む筥に似たもの。

(三四) 打刀と懐刀の中間様式のもの。

(三五) めぬぎ、刀剣類の柄にすえる飾り金具。

(三六) 次女の夫、前掲注(一〇)(一〇)参照。

(三七) なぎなた(雑刀)。

(三八) 槍、鎗。

(三九) 脇息(脇突、挾軾)か。

(四〇) てんもく、抹茶碗の一種。

(四一) けんさん、曜変・油滴のある天目茶碗。

(四二) ぶんりん、茶入の一種、リンゴに似た形で、茄子に次ぐ上物。

(四三) かたつき、茶入の一種、肩のやや角張ったもの。

(四四) カウチン(交趾)か。

(四五) 銅鑼。

(四六) 撞木(しゅもく)。

(四七) 玄朔室、玄朔はこの追加文で南仲の後事を呉々も子供たちに托したが、南仲は翌寛永九年二月十四日に没している。法名は延徳院殿賞山南忠大姉。

なお南仲の出自については、一溪道三の長男守真の娘と今大路家の正式記録にいうが、道三の長女(先妻の子)の娘と推定される。この点については、拙稿、曲直瀬玄朔伝補遺、『啓迪』第六号、昭和六十三年四月刊参照。

(四八) 玄朔四女の再婚の夫、前掲注(一〇)(一〇)参照。

(四九) 玄朔五女か。とすればその夫の岡野井道哲と玄朔家は仲違いの関係にあったことは既にみられた通りである。

(五〇) 不詳。既掲の金子配分に名がみえる道立に、ここでは配分取消を指示している。

(京都府京都市)